

光エレクトロニクス（OPE）研究専門委員会における学生優秀ポスター発表賞の選奨規程

光エレクトロニクス（OPE）研究専門委員会

令和 5 年 5 月 15 日制定

令和 6 年 5 月 22 日改定

電子情報通信学会 エレクトロニクスソサイエティ 光エレクトロニクス（OPE）研究専門委員会（以下 OPE 研究会）は、OPE 研究会に投稿し、自らポスター講演を行った学生を対象として、優秀な発表に対して OPE 研究会独自に表彰を行うこととし、その選考方法等について本内規に定める。

（名称、表彰対象、件数等）

第 1 条

1. 本表彰の名称は「〇〇年度 光エレクトロニクス研究会 学生優秀ポスター発表賞」と定める。英語名は「OPE Outstanding Student Poster Award」と定める。
2. 対象年度内に OPE が定める表彰対象の研究会に講演者として投稿し、OPE アンケートにおいて表彰対象である旨回答し、自らポスター講演を行った学生を対象とする。学生とは、学部学生、大学院修士・博士課程学生、高専の学生を指し、いわゆる社会人博士課程学生は除外する。また、本選奨規定制定以降、過去の受賞者は表彰対象から除外する。なお、動機付けの観点より電子情報通信学会への入会を強要はしないものの、表彰が決まった時点で非会員である場合には入会を促すこととする。
3. 年度当初から翌年 2 月までに開催された研究会のうち OPE が表彰対象と定めた研究会におけるポスター講演を対象とする。他研究会との共催や併催の研究会の場合、投稿申込の際に、『OPE 研究会』として投稿申込を行ったポスター講演を対象とする。
4. 表彰件数は表彰の対象となる発表件数の 10%程度を目安とする。ただし、ポスター講演に複数の発表部門やカテゴリがある場合には各部門における発表件数の 10%程度を目安とする。
5. 学術講演会等で更に勉学に励んでいただくことを趣意し、被表彰者は第 5 条に規定する表彰式に原則参加するものとする。

（選考メンバー、方法等）

第 2 条

1. 選考は、対象となる研究会に参加した OPE 委員ならびに学生及び大学・企業・研究機関に所属する者による投票で、原則として得票数の多い者から順に表彰者の候補を絞り込み、最終的に委員長、副委員長、幹事で協議して決定する。
2. 幹事は、研究会に先立ち、web 投稿時の OPE アンケート情報等を元に、対象となるポスター講演リストを作成し、第 2 条 1 項に定める投票者が投票できる環境（紙や電子的な投票方法

等)を準備するものとする。

(表彰手順)

第3条

幹事は、以下を実施し、該当年の一連の表彰活動を完了する。

- ① 被表彰者に通知を行う。必要に応じ、氏名、所属等の情報を確認する。
- ② 第4条に規定する表彰物品等を、第5条に規定する表彰式に間に合うよう発注する。
- ③ 第5条に示す表彰式を実施する。被表彰者に原則的に出席してもらい依頼をしておく。

(表彰物品等)

第4条

1. 表彰物品は、賞状、¥10,000を上限とする金券に類する副賞とする。
2. 幹事は、第5条に規定する表彰式に間に合うように、表彰物品を発注する。

(表彰式の実施)

第5条

1. 表彰対象となる研究会が全て終了し、表彰対象者が決定次第、対象年度内に表彰式を実施する。
2. プレゼンターは原則として表彰該年度の OPE 委員長がこれを行う。
3. 被表彰者の所属、名前、研究タイトル、表彰式開催時の写真を OPE のホームページに掲載するものとする。
4. 被表彰者が、表彰式に出席できない場合は、代理の方(同一研究機関に所属の方、指導教員等)に表彰式に出席していただく。それも難しい場合は、受賞の紹介を幹事から行うことで代用する。この場合、表彰物品等は所属研究機関等を通じて、被表彰者本人に届くようにする。

(施行)

第6条

本表彰は令和5年4月以降の研究会よりその対象とする。